# □ 特殊法人等の情報公開制度の整備充実

特殊法人情報公開検討委員会平成十二年七月二十七日

体的な法人の名称については、附表を参照。び「認可法人」は、以下の意味で使用している。具本意見における「特殊法人」、「独立行政法人」及

いう。

特殊 命ずる設立委員が行う設立に関する行為」をい 行為をもって設立すべきものとされる法人」 立される法人又は特別の 第4条第11 法 この場合、「特別の設立行為」とは、「政府が 人 総務庁設置法 号に規定される「法律により直接に設 (昭和58年法 法律により特別 2律第79 0 とい 設立 号

び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に第13号)第2条第1項に規定される「国民生活及独立行政法人 独立行政法人通則法(平成11年法律

う。)の定めるところにより設立される法人」を的、業務の範囲等に関する事項を定める法律をいいもののうち、民間の主体に砂だねた場合には必いもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一のずしも実施されないおそれがあるもの又は一のずしも実施されないおそれがあるもの又は一のずしも実施されることが必要な事務及び事業であって、実施されることが必要な事務及び事業であって、

大臣の認可にかからしめているものをいう。 の設立につき又は設立の際の定款等につき主務 の設立につき又は設立されるものであるが、そ 人となって自主的に設立されるものであるが、そ 正常の という。 「特別の設立行為」によっ認可法人 特別の法律に基づいて、数を限定して設

### はじめに

「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」

公 成 開 11 法 年 5 月 V 14 、 う。 ) 法 政条 及 42 び 附 則 お行 11 政 7

見

殊

独

7

政

法

及

び

可

法

年 7 途 性 公  $\mathcal{O}$ とし 格 府 卢 置 及 する機 制 は て講ず び 度 を その )業務: 政 翼 行 殊 うるも 改 とし 他これに 法 政内 革推 機 容 及び て、 のとされ 関 に応じた情 進本 情 特 関 独 報 殊法 連 部 公 っている。 す 開  $\mathcal{O}$ 下に、 る制 法 報 人情報公 公開  $\mathcal{O}$ 度の 人 公 これ 特殊 布 12 に 整備 開 後 関 0 法 検 を受け、 す 1 る法 討 に 2 年 人 て  $\mathcal{O}$ 委員 0 V -を 目 情 制 そ 報 昨 7 上  $\mathcal{O}$ 

が 玉 に お 1 ては、行 政 は、行 政 機 関  $\mathcal{O}$ チ な 5

下

「本委員会」とい

、 う。 )

が設置された。

ŧ

 $\mathcal{O}$ 

報公開 など、

制

度 府

国民

に信頼され

る

民主的,

な行

はの

検

詂

に

た

部

分

t

あ

る

<

法

人

E

ょ

ŋ

担行

わ政

ておの

玉 に

民

す

Ź

機 れ

周

辺

設

っされ

て

いる多

法

人

など、

明  $\mathcal{O}$ 殊

責務

を全うす

る観点か

5 ŋ

これ

いの対

法

が課題へについる政府の

て 説

報

公

開

制度をど

のように

整

備

L

T 5 に 置

<

カコ 人

て国

民

な

理

可

に

自ら

改革

を推:

進

することとな 努力を促 確

ると考え

す

ととも

玉 と

民

 $\mathcal{O}$ 

なっ を 府 本 なら 委員  $\mathcal{O}$ 説 7 7 会では ろ する観点 明 11 責務 る これ 可 Si点から、特別が全うされる 法 行 らに 人 等に 政 進 桦 Tじて検討、 関 0 殊法 11 لح るように ても 同 人 様 視 及 することが に、 野 U す 独 Ź に 玉 立 民 れ 行 8 必  $\mathcal{O}$ 政 対 法 法 す Z 人制 31 る

調

査

議を重

ね

てきた。

さわ たも り込まり 定を提る ï して規定 のであ 下 いも ħ 言 すべ 下 殊 のと るべ 政 するとともに、 法 きで き内 特殊法人等情 この 人 するため 八等」と あ 中に 容 るが  $\bar{o}$ )骨子 1 Ó は ゆ . う。 だね制 特 報公 特殊法 殊 及 法 U 技 開法」とい 術 そ 人等情報 関 的 舅 人 0 す |趣旨 え情 検 等 情 討 報 報  $\mathcal{O}$ を要す 公開 [をま 公開 制 , う。 報 度にふ 公 法 لح 法 開 Ź 法

改革を推 下 実の に、 を実 改革が は、 対 今日、 現するため 象 らの一 特 法 殊 挙 進 人 行政改革の課題の 改革的 **デげられ** 法  $\lambda$ 等情  $\mathcal{O}$ ないるが、 基 · う。 ) 盤的 報 公開 解 だと批  $\mathcal{O}$ 制 経営や 力 度であ  $\mathcal{O}$ 法 判を 情 となるも  $\mathcal{O}$ つ 対 報 業務 <u>ک</u> 象 るととも 公 開 能 となる法 て  $\mathcal{O}$ 制  $\mathcal{O}$ 実態 であ 度 特 殊 0 対 人 整 法 る ·つい い 以 象 行 備 人 等特 充 政 政

法 委員 す 制  $\mathcal{O}$ 整備 0 は に 対 速 政 パする国 府 が、 カコ に法 民 案立  $\mathcal{O}$ 殊 法 要 室に -業を 応 え 関 進 る とめる Ź 公

### 第 1

的

(等情

報

公

開

法

0

目

的

12

0

7

は

玉

供 る情報の 主 制 権 、務が全うされるようにすることとする。 度を整備 の理念にのっとり、 層の公開を図り、 することにより 開 示 政府 請 求権 特 殊 の国民に対する説 法人等 制 度及び:  $\dot{\mathcal{O}}$ 情報 保 有

民 本 委員 に対する情報公 会  $\mathcal{O}$ 検 討 は、 (開法制) 行 政 を 機 関情 整備する一環として行 報 公開 法を受け、

うも

Ŏ

である。

政 玉 府 民に対する説明責務が全うされるようにするこ ている。 の説 政機関情報公開法 明責務が全うされ 特殊法人等情報公開法も同 は、 主権 るようにすることを目的 者たる国 様に、 民に対する 政府

るも

0

ŋ,

, 相 ま る。

0

て情報公

開

が

層

推

されることが期待され

情報公開 :成されるものであ! 「開制度は、開示請! 度は、 求 権 制 度と 情報 報提 供 制 法 度

とを目的とする。

では、 は 11 る。 から な 度  $\widehat{\mathcal{O}}$ 示請 殊法 割 求権制度が中核として位置 人等情報公開  $\mathcal{O}$ 重 要 性 は、 法 ŋ 11 ささ に 行政 お いても、 か ŧ 機 関情 変わ 付 けら 開 る 崇 公 れ開 請  $\mathcal{O}$ で求 7

は、

玉

から独立した法人として、

その

1 律

す 提 人等 民に分 等に経営や業務遂行の自主性を与えた趣旨にかなう 制度の拡充強 法人自らが  $\dot{O}$ 業務内容 か りに 政 積 機 化 極 < 関 や財 が不可欠である。 的 との に 比 自 国民 務 主 内容等の透明 指 性 に情報を発信 摘がなされ を与えら 内容や これは、 ħ 性 財 て する情報 を高 W 務 る。 るも 内 特 8 等が 殊法 報 る 特 0 提 殊 に で 供 は

示 のとして明確 このため、 求権制 であ 度に 特殊法人等情報公開法にお に位置付けて、 加え 両者が. 情報 提 役制度をこれに並ぶも 情報公開制度を構築す 1 7 開

全体像をつかむ「道しるべ」にも

なる。

だけでなく

国民にとって見えにくい

特

殊法

等

### 第 2 玉 に 対象法 対する説 人

明責務を自ら有

する

法

設立法 とし、 の趣旨 以 下によるも これに該当するかどうかの によることとする。 のとし、 対象法 その 判断 人  $\mathcal{O}$ 判 は、 判断に当たっ断は、法人の対象法 名称 は 法

ては

特殊法· 別 表 以に掲げる。 人、独立行政法人又は認可法人であって、

出資できることとされているものについては、対ることとされているもの又は法人に対し政府が 設立 法に お いて、その理事長等を大臣等が任命 す

2 等については、 象法人とする。 ただし、 1にかかわらず、次に掲げる特殊法 その設立法の趣旨から次のとおり 人

(2)(1)特殊会社 公営競技関係法人は、対象法人とする。 は、原則として対象外とする。 ただし、

取

り扱う。

- 書と明確に区分されている場合には、 建設以外の業務に係る文書が空港の建設に係る文 関西国際空港株式会社は、 外の業務に係る文書は、 開示請求の対象外とす 対象法人とし、空港の 空港の建設
- を行う法人は、対象外とする 共済組· 合等の専ら組合員等の 相互 の扶助・ 救済
- (5)(4)府 の諸活動 記 日本放送協会は、対象外とする。 第 本銀行は、 1  $\hat{\mathcal{O}}$ 目的を達成するためには、国民に対し、 についての説明責務を自ら有する法人 対象法人とする。

を特殊法人等情報公開法における対象法人とする必

要がある

明責務を自ら有するものである。 機関と同様に、 体と方法 政府の諸 政府 の一部を構成すると見られるものは、 により実施されている。 活 動は、 その諸活動について国民に対する説 行政機関 関 のみならず、 それら の主体のうり、様々な主 行政

っては、 ている組織・制度の趣旨により判断されるものであ と見られるかどうかは、 法人と見ることはできない。政府の一部を構 号)を含む。 てきており、 いるが、 国による関与等を規定する法律(独立行政法人に 特殊法人等については、各法人の組織、業務 政策上の必要性から様々なものが設けられ 独立行政法人通則法(平成11年法 それらを一律に政府の一部を構成 以下「設立法」という。)が定められて 各法人の設立法で定められ 成 内 でする する 103 あ

かりやすいものとする観点から、 人等情報公開法の別表に掲げることとする。 注 今回 表を参照され 検討対象とした特殊法人等に 対象法人を特殊 つい 7

その上で、法律上、対象法人を明確にし、国民に り、本委員会では上記のとおりの判断基準を示した。

判断基準の考え方は、 次のとおりである。

1 人、独立 行政法人又は認 可法人であ って、

ることとされているものは、対象法人とする。 する最高 るもの又は当該法人に対し政府が出資でき 法において、理事長等の法人の業務執行に関 責任者 を大臣 等が任命することとされ す

構成すると見られ、 することを規定していることから、 なわち、これらの法人は、設立法が、 度の最も根幹的な要素に政府が直接参 政府の説明責務を自ら負う法 政府の その組織 画 • 部を 関与

正

人と考えられる。

基準にも該当することから、 明らかであり、また、上記 なお、 いて、行政を担う主体として定めている趣旨が 独立行政法人は、 独立 の任命及び出資による すべて対象法 行政法人通則 一人とす 法に

(2)

特殊会社

2 ず、設立 とする。 以下の 法法  $\mathcal{O}$ 人は、1の一 趣旨 Iから、 一般的 次 以のとおり取らぬ的判断基準に 準に り扱うこと か か ゎ 5

せるために設立することとされている法人は、対 産 立法において、公営競技の収益金  $\mathcal{O}$ 振興等の ために配分する業務を実  $\overline{\mathcal{O}}$ 部を関 介施さ

公営競技関係法

施される 設立法により特別に設けられている法人であり、 公的資金ともいうべき収益金を公益的事業に公 博行為は刑法上処罰の対象とされ され に配分するという国の施策を実施させるため、 できる。 府 の 法人は、 説明責務を自ら負うべき法人と見ること た、あるいは公営競技を自ら実施 る公営競技に関連して、 その違法性が特に阻 わ その施行者から 玉 |却された上で実 ているが、 ぉ いて して得た

れ 法人であり、このことは、 上の手続に従って設立され、 ているが、 特殊会社は、その設立法に基づき業務 営利企業の行動原理にのっとった経営 政府の任命する設立 民間の 商法の適用を受け 立委員に、 経営手法を活 により商 が法定 が行わ

闬

とする。 株式会社形態をとることとした趣旨から、 れることを前提としている。 設立法がこのような 対象外

会社であっても、 しかしながら、 営化 iを保有しなければならないとされ、 の方針が決定されておらず、株式も公開 設立法により政府が株式 西 国 [際空港株式会社 政府とし 0 50 %

され 等の業務を行 建設資金として供給されており、つの業務を行っているが、政府の出 は の出資が 港の 専ら空港 ع

, 5

象外とする。

空港の

建設は

0

て会社が建設を行うこととされている。 運輸大臣)が基本計画を決定し、これ に従

玉

以上の点にかんがみれば、空港の建設業務につ

のと考えられ、 同社を対象法人とする。

ては同社は国民に対する説明責務を有するも

一方、空港の運営等は、他の特殊会社と同 様に、

株式 運営等についての文書が空港の建設についての に対する説明責務の対象とならないため た経営が競争の下に行われていることから、 (会社として営利企業の行動原理にのっとつ 空港の 国民

文

対象外とする。(後記「第3 対象文書」参照) 書と明確に区分されている場合には、開示請求

(4)

日本放送協会

(象文書」参照)

共済組合等

各制 員のために行われるものである。 の法人の活動は、 合等の法人は、対象外とする。すなわち、これら 専ら組合員等の相互の扶助・救済を行う共済組 度に共通する国の負担等に基づき、 一の扶助 組合員等の構成員からの 救済に あり、 これらの法人は、 国民 専ら構成 が拠出と 般に

朔

(責務を有すると見ることはできない

明責務があると考えられ、構成員に対する情報公る。また、これらの法人は、構成員に対しては説 書は、 れらの行為に 対する政府 は別途進められるべきものと考える。 であることは言うまでもなく、したが 当然に行政機関情報公開法の対象文書であ の負担行為や監督行為は、 関して行政機関が保有している文 政府 って の諸活

こととなる。(対象文書の取扱いは、後記 対象法人の当否は、上記1の基準により判断する の相互の扶助・救済を行う法人」には該当せず、 なお、共済組合等とこれ以外の法人とが統合さ て設けられた法人については、「専ら組合員等 第3

によ うものとして、放送法(昭和25年法律第13号) 放送について、一般放送事業者の放送と同 に豊かで良質な放送番組による国内放送等を行 に基づき設立されている。放送法では、同協会の 「放送の不偏不党、真実及び自律を保障すること 日本放送協会は、全国あまねく受信できるよう つて、放送による表現の自由を確保 また、同協会の放送が :、受信者から がするこ [様に

諸活動としての放送を行わせるために設立させとされていることの趣旨から、同協会は、政府のの契約による受信料の収入により維持すること

た法人ではないと理解され、対象外とする。

とができる仕組みを構築することが重要と考え受信者からの情報入手の要請に適切に応えるこその財務及び業務運営の実態を一層明らかにし、その財務及び業務運営の実態を一層明らかにし、物強制によって受信料を支払う立場にある受信約強制によって受信料を支払う立場にある受信が強制によって受信料を支払う立場にある受信が強制によって受信料を支払う立場にある受信をができる仕組みを構築することが重要と考え

判断を加味する仕組みを検討することが適当と判断に不服がある場合に、第三者による中立的な求めに応じて情報を開示する制度を検討するに求めに応じて情報を開示する制度を検討するに報提供制度や求めに応じて情報を開示する制度報提供制度や求めに応じて情報を開示する制度は、子会社等との連したがって、政府と同協会は、子会社等との連

日本銀行は、認可法人と位置付けられ、その

(5)

日

本

行

える。

の業務も行うこととされているものの、るものを担うこととされ、一方で民間銀 とから、対象法人とする。 いては自ら国民に対する説明責務を負うべきこ れている。 日 金融政策等の政府の諸活動の一環と理解いる。同法によれば、日本銀行は、銀行 本銀行: 法 (平成9年 -法律 第 に 行と同様 前者につ ざれ 券発 定

一体のものとして取り扱うこととする。つつ遂行されていることから、本法制においてはただし、こうした業務は、相互に密接に関連し

### 第3 対象文書

示請求の対象となる文書については、

対象法・

る。

合には、対象とならない業務に係る文書は、対象外が対象となる業務に係る文書と明確に区分される場が対象となる業務とならない業務に対する政府の説明責務の対象となただし、国民に対する政府の説明責務の対象となただし、国民に対する政府の説明責務の対象となただし、国民に対する政府の説明責務の対象となただし、国民に対する政府の説明責務の対象とない対象となる業務とならない業務に係る文書は、対象外の職員が組織的に用いるものとして、当該法人が保の職員が組織的に用いるものとして、当該法人が保

ついての文書は、対象外とする。

(前

記

対

『求の対 象となる文書( 以 下 「対象文 書」と

開

示

請

、機関情報公開法と同様とする。すなわち、 めに必要十分な範囲とするとの考え方の下に、 う。) の 範囲に ついては、政府の諸 活動を説 対象文 説明する

も含むものとする。 当該法人が保有している文書であって、電磁的記録 書は、対象法人の職員が組織的に用いるものとして、 ただし、官報等市販されている

がなされているものは、 対象法人が複数の法人の統合により設 対象外とする。 け Ś れた法

ŧ

の及び歴史的、

文化的な資料等として特別

の管理

の扶助 であって、 の・救済の 統合前の一方の法人が、 0 ための共済事業を専ら行う法 組合員 人とし 0 相互

けられ 該 て、 る場合には、 事業以外 当し、対象外の法人となるときに、 統合されていなければ、 た法人に ゟ 当該共済事業についての文書は、対象の事業についての文書と明確に区分されれにおいて共済事業についての文書が共れたいた人となるときに、統合されて設 前記第2の2の(3)に

等は、 空港の運営等についての文書と空港の建設につい 西国 国民に対する説明責務の対象とならないため、 |際空港株式会社の業務のうち、 空港の 運営

文書とが

:明確に区分される場合には、

空港の

運営

求

外とする。

### 第 4 不 開 示

1 な基 ととし、 ぞれ対応して、 5条の第 不開 準との組合せ 示情 不開示情報の実質的 1 報につい 第2号、 次に掲げる類型ごとに規 により、 ては、 第5号及び第6号にそれ 行政 事項 な範囲 機 的 | 関情報 な基 に 準 公開 -と定 定するこ 行政機関 法第 性

報公開法と同様とする。 個 人に関する情報

法人等に関する情報

部分開 事務・事業に関する情報 審議・検討等に関する情 公益裁量開 示及び存否に関する情

2

については、 第7条及び第8条に準じて規定することとす それぞれ行政機関情報公開 法 第 6 報

開 則 開 示 . О 基 本 的 、 种 何 組 7

1

する理 示 請 求権 由 日や利用 制 度 0 は 目 的 こを問わば 人 E 対し ず、 ても、 対象文書の開 示を

あ 示 を 求 することができる権利を定 ように、 対象法・ 人の保有する情報 8 制 を広 度

それ 的 く ?な権利利益を害し、又は公共の利益 有する情報の中には、 公開することに公益性がある一方、 を生ずるも のがある。そこで、 開示することに 開示請求権制 を損なうお 象法 より、私

法な開示請求があった場合は、 7 務 文 を定めることとする。 を負 書に 政 開示請求者に対し、当該行政文書を開示する 機関情報公開法では、 不開 うとの原 特殊法人等情報公開法でも同様 示 情報 /削開 が記録され 示の基本的枠組みを定め 行政機関の長は 開示請求に係る行 ているときを除 の枠組 適

請求に応じて開示されるものとすべきである。

示

情報が

記録され

ている場合を除

き

対象文書は

する。

度においては、一定の合理的な理由に基づき不開

示とする必要がある情報を不開

示情報とし、

不開

規定を実質的に変える必要はなく、

同様

 $\mathcal{O}$ 

0)

同法 ŧ

0

異な

っても変わるものではないことから、

示

情報の

開示情報の類

ア

個

人に関する情

報

(1)法に とする法益に着目し 明 不開 準じ 確なものとする観点から、 示 て、不開示とすることにより保 情報を規定するに 対象法人の保有する情報を 当たっては、 . 行政機関 護 情 できる限 報 L 公開 よう

> はする定 的 に 類 性 墾化 的 な判 L た上 断 基準 で、 等を規定することとす 類型ごとに 支障 Ó 有

事

項

関 情 不 報 公開 示 情 )保護法益は当該情報を保有する者が法と法目的が基本的に同様であり、不 報 の実質的 な 範 用 E 0 い て は、 行

政

本的 したがって、不 に行政機関情報 崩 公開 示 情 法第5条 報 私は、 下 の 第  $\dot{O}$ 1号、 とお Ď, 第 2

より、 公開法の 必要があることから、政府におい する情報や事務・事業の性質に即 具体的な規定につい 第5号及び第6号に準じて規定することとす できる限り明確に規定することとする。 規定を基に 必要な見直し ては、 特殊法-したも て行政機 を行うことに 人等の保 のとする 関情 報 有

とか 示 す  $\mathcal{O}$ 正 ると、 規定は、 一当な権 特定 一般に、  $\mathcal{O}$ 特定の個人が識 利 個人が識別され得る情報を不開 1利益を侵害するおそれ プライバシ 刷され Ì -を中心-得る情報 が とする あるこ 報を 示 個

情報として基本的に保護するものとし、

一般的

0 要性いない  $\lambda$ ŧ  $\mathcal{O}$ の及 び 保 護  $\mathcal{O}$ 利 観 益 …を考慮 か 5 不 ī 開 しても開 示 とす 示情 る必必

る必

. の

認

ぬられる

るものを例

外

的

に不開

て 職

報から除こうとするも 個 人に関する情報に ついては、 のである。 行政 機 関情 報 公

開 法第5条第1号に準じて規定することとする。 対象法人の職員の職務遂行に係る情報 に関する情報であるとともに、 は 人の事 職員

点から、 情報を不開 のうち、 定に準じ、 について、 当該職員の職名と職務遂行の内容に 行政機関情報公開法第5条第1号ハの規 対象法人の職員の職務遂行に係 国民に対する説明責務を全うさせる観 示 情 報 としての個人に関する情 ぶる情報 :報か に係る

ら除くこととする。

また、対象法人が国家公務員

府 務

の諸活動として行われる対象法人の事務・

個

人

事業に

関する情報

でもある。

したが

って、政

事業

て保護するものである

当該

法

又 を保有することが想定されるため、当該 あ /等情 んは地 る者の職名と職務遂行の内容について、 を保有することも想定されるため、 政 方公務員である者の職務遂行に係る情報 機 報 ·公開: 関 が 法 対 象法 に同様の規定を設けることとす 人 0 職 員  $\mathcal{O}$ 職 務遂 行に 行政機関 公務員で 係

ウ

必要である。

務遂行の内容について、  $\mathcal{O}$ 個 [人に関する情報から除くことが必要であ 法に お ても、 対 同様 象法 に不 人  $\mathcal{O}$ 開 職 員 示 情報とし  $\mathcal{O}$ 職

公人その: 他 0) 団 体等(以下「法 人等」という。

立場に 利益 情報公開法第5条第2号と同様に不開 任意に提供された一定の情報について、 本規定は、 を害するおそれのある情報及 ある法人等に する情報 対象法人及び請求者に対し おいて事業を営む上 Ű 法 公人等からと上で権利 示情報 第三者: 行政機関 的

法 第三 ていることから、 第5条第2号に ただし、行政機関情報公開法第5条第2号に 行政機関情報公開法におい 人等から除くこととする。 者的立場にある法人等に対象法人が含まれ 本規定におい おける法人等か 、ても、 ては、対象法 ら除くことが 対象 法 人を同 人を は

又は 対象法人、 玉 一の機関 及び地方公共 へは協 寸 議 体 に関  $\mathcal{O}$ 内 部 す

. う。 ) 相 置間に ( 以 下 おける審議 審議・ 検討等に関する情 検討又

報

等に関する情報 説明責務を全うする観点から原則開 定 対象法-について、政府 の機 の諸活動に 等  $\mathcal{O}$ 宗とし について • 一 し 定 つ

示情報とするものである。 要件の下に、 審議・検討等に関する情報を不開

その適正な意思決定を保護するため

0

Ę

法 人であり、その適正な意思決定を保護する観点 対象法人は政府の一部を構成すると見られ る

から、 がある場合に限り、当該情報を不開示と規定する 損なわれるおそれがある等の看過できない支障 開示することにより、率直な意見の交換が不当に 行政機関情報公開法第5条第5号に準じて、

法第5条第5号に追加することが必要である。 行政機関情報公開法におい 対象法人、国の 機関又は地方公共団体の事 ・ても、 対象法 人 へを 同

こととする。

本規定は、対象法人、 務・事業に関する情報 国の機関等 0 事 務 •

あ がおそれ . 関 対象法人は政府の一 事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼ (する情報について、 開示することに が あるものを不開 部を構成すると見られ 示情報とするも ょ 6り、事 ので る

ととする。

や事務・事業の性質に即して見直しを行った上で、応する規定については、対象法人の保有する情報 との 規定することとする。 規定を設けることとし、 政 関情報 公開法第5条第6号と同 同号イからホまでに対 趣旨 す

事務・事業の適正な遂行を保

**法第5条第6号に追加することが必要である** 特殊法人等情報公開法では、行政機関情報公開 政機関情報公開法においても、対象法人を同

第4号(犯罪捜査等に関する情報)に相当する規 法第5条第3号(国の安全等に関する情報)及び

定は、 当たり、・ た重要な責務にかかわる情報に な利益の擁護に当たる内閣 定は設けないこととする。すなわち、 定をすることとなる特殊法人等情報公開法 規定されている。 し、三権の一つである内閣の下にある行政機 加えて、情報の性質上、 れらの規定に相当する規定は、 責任において自らその決定をするものとし 国の安全や公共の秩序等国民全体の基本的 高度の政策判断を要する等の特殊性を有 したがって、 開示・ (行政機関) 不開示等の決定に 関するものである。 対象法人が開 特に設けな これらの規 に課され では、 示 T  $\mathcal{O}$ 

受け とは 録された文書を保有し、 又 ĺ た場合には、 多くないと考えられるが、仮に、これ 4 号の 報 後記第5の4の移送手続 に相 機 関情報 、それに対する開 当する情報を保有するこ 公開 第5条第 宗請 いらが記 に により、 『求を 3

6 業に関する規定の立案に当たっては、 る情報については、前記 会議資料等他国や国際機関等との交渉等 示 ?ある。 理 の情報に 有する情報や事務・事業の性質を踏まえ、これ 報の規定に照らして当該対象法人が開 なお、 0 判 「することとなる。 断をすることとなるが、前記 他国政府の業務資料や国 ついての保護法益にも留意する必 (1) のウス 国際会議 はエ 二 等  $\mathcal{O}$ 対 急法 事務 宗  $\dot{\mathcal{O}}$ 12 不に . お 人の 不開 崩 関 け 事 萝 す Ź 示

除 報 L 本 て部 が 的 公開法に くことができる場合等には、 枠組 政 開 分開 機 ざれ、 関情 4 示 おいても、 の一つとして、 示を義務付 公益 報 公開 それを他 裁 法第6 量 けてい 同様 開 宗、 の部分と容易 文書の の場合が 条では る 存 が 苔 行政機関 E 考えら 部に 関 原 劕 す 法 区 á 0 不 開 長 分 崩 示 に対 して 宗情  $\dot{O}$ 報 基

3

示 規 定を けることとする。

規定 情報公開法においても、同 る文書の存否を明らかにするだけで、 長 示とすべきとされている情報を開示することと 公益裁量開  $\mathcal{O}$ 的 裁 政機関情報公開法第8条では、 公益裁量開示の規定を設けることとする 量 な 該 機 公益 剚 「するに<sup>、</sup> 断 示)を規定しているが、 が 報 認められ 公開法第7条では、 ょ にもかか り開示することができること る場合には、 わらず、 1様の場合があり得る 開 開 示することに 特殊法 同 示請 行政 法 示 機 で不開 情 求 人等 に 関 報

係

 $\mathcal{O}$ 

 $\mathcal{O}$ 

 $\mathcal{O}$ 

えられるので、文書の存否を明ら なる場合に、 殊法人等情報公開法においても、 |求拒否処分ができることを規定しているが 拒 否ができる旨の規定を設けることとする。 当該文書の存否を明らかに かにしないで請 同様  $\mathcal{O}$ しない 場合が考 で

### 第 5 1 する措置 大 量 法については、 立な文書 宗 置 請 求権 者 の 開 示 • 開 請 示請 求手 それぞれ行政機関情 不 崩 景 求 示等の 請 続 求 開 $\mathcal{O}$ 対応及 手続、 決定 示 手 $\mathcal{O}$ び 期 開 限 示

報公開

示

'n

実

法施

著 求

Š

請

対

び 第3条、 14 条に準じて規定することとする。 第4条、 第9条、 第 10 第 11 条 及

2 定めることとする。 すい額とすることとし、 手数料については、国民ができる限り利用 また、 各法人が実費の範囲 手数料を減 類し、 内で 又は しゃ

3 情報 第三者」の範囲に含まれる者から、 第三者保護のための手続については、 公開法第13条に準じて規定することとし 国 行政機関 地方公

免除することができることとする。

4 ることとする。 行政機関又は他の対象法人への事案の移送を認 団体及び対象法人を除くこととする。

1 開 示請求は、「 何人」もできることとすること、

開 示請求書の 示請求の 方法に関すること(書面によること、 記載事項等)、③開示請求があった

交付等の を設けること、⑥開示の実施は、 量 示 人は 報 請求事案の処理期限を設けること、⑤著しく大 0 文書の 公開法の該当条文に準じて規定することと 方法によること等については、 開示・不開示等の決定を行うこと、 開 示請求 についての処理期限 閲覧又は写しの 行政 の特例 人機関 ④ 開

する。

自ら とから、開示請求は対象法人に対して行 対象法人は、国 の名と責任に [から独立した法人格が認めら おい て業務を遂行しているこ

請求を受けた対象法人が自ら開示・不開示等

Ò

とする等、特殊法人等の 開示等決定権者を「行政機関の長」から を設けるに当たっては、 て規定することとする。 定を行うこととする。 したがって、具体的な規定 制度や運営の実態に即 例えば、 開示請求先又は 「法人」

対象法人の行う開示・不開示等の決定に関

L T

については、それぞれの法律の解釈により適正 別作用法の適正な執行を確保する必要が 処理に当たり、所管省庁が対象法人の設立法や個 けないこととする。なお、 対象法人の所管省庁による特段の監督規定は設 これらの法律の監督規定に基づき行う関与 個別の 別開示請4 求 2ある場 事 案の

異なり、 ともに、 手数料については、 各法 人が 情報公開制 独立して経営に当たる主体であ 実費 見の範囲・ 度の趣旨を勘案し、 対象法人は国とは 「内で定めることとすると 法 ることか

2

対応されるべきである。

及び てできる 料  $\mathcal{O}$ り利 減 用し やす ĺ١ 額とする旨 0 規

法における手数料を参酌しつつ、 ることとする。 当該規定に沿って、 手数料の金額については、各法人級額又は免除に関する規定を設け また、行政機関情報公開 適切な額を設定

る必要がある。

3 する。 機関 要があることから、 殊法人等情報公開法においても同様に定める必 公共団体以外の者を「第三者」とした上で、 いる。このような第三者保護手続については、 報を含む文書を開示決定する等 情 当該第三者から意見を聴取する手続を定めて 政 |機関情報公開法第 13条の 機関情報公開法第13条は、第三者に 報 公開法第13条に準じて規定することと 対象法人、 国の機関及び地方 「第三者」の範 の場合 に関する に おい 行政 用

含まれる者から対象法人を除く必要があ 機 関情報 公開法第 12 により作成されたもの12条では、開示請求のあ 条では、開示 請求

> ょ は移送を受けた行政機関の長等の行為とみなす 送した場合、移送した法人の行った移送前 人に移送することができることとする。 な理由があるときには、当該行政機関の長又は 相当する情報が記載されている場合を含め正当 のあった文書が、行政機関又は他 報公開法第5条の第3号又は第4号の情報に り作成されたものであるとき、 機関情報公開法に準じて、 ている。 特殊法人等情報公開 行政 機 の長に 対象: 、その 法法  $\mathcal{O}$ 対象法 他 にお で行政機関対象法人に 事案を の行為 いても 示 移 法

送することができることとする必要がある。 第12条において、行政機関の長から当該法人 有する等の場合においても なお、行政機関が対象法人の作 行政 以機関情報公開法作成した文書を保

などの規定を設けることとする

### 第 1 6 特殊法人等 済制 度 情報公開法に

基

金づく開

示

•

崩

示

2 報公開 の決定に関 法 の仕 でする救済制度については、 の処理に関する諮問機関として第三者 組 みに準じて構成することとする。 行政 機 関情

であるときその他正当な理由があるときは つ適切な処理に資する観点から、 行政機 関 の長 迅速 0

た文

書

が

他

 $\mathcal{O}$ 

行政

人機関

不服 審 査

的 カ つ統 的 な不服審査会を設置することとす

ては、

価

を踏

の府の一・ 法人等情報公開法にお 部を構成すると見られる法人であり、 いては、対象法

 $\mathcal{O}$ 関情報公開法における場合と同様に、 に対する説明責務を全うするための行為を行う 義務が課されるものである。したがって、 決定に対する不服については、行政不服審査法 等の決定を行政庁の処分とし、開示・不開示等 同法に基づき、 政府の諸活動についての 開示・ 行政機 不開 国民

いては、 和 37 年法律第 139 上級行政庁は存在しないと解されており、 特殊法人等が法律に基づき行う処分につ 号) が適用されることとする。

昭和37年法律第10号)及び行政事件訴訟法

(昭

による開示・不開示等の決定に対する不服 決定を行うこととするものであるため、 法人が自らの名と責任において開示・不開示等の さらに、 は \法人に対する異議申立てとなる。 特殊法人等情報公開法においては、 対象法人 申立 対象

> おけ ことも考えられる。 報公開法における情報公開審査会を対象法 査会を設けることとする。その場合、 も、行政機関情報公開法と同様の えるようにすることが特殊法人等情 することにより、より客観的で合理的な解決を行 よることとし、統一的な諮問機関としての不服 趣旨に適合的である。このため、本法制 つる不服 第三者的立場からの評 審査手続に関する不服審査会とする 不服審 :報公開: 行政機関情 まえて判 査 にお 手続に 人に 1 審

の実態 制度 定めることとする。 不服審査会の調査権限、 の仕組みについては、 に即しつつ、 行政機関情報公開法 審査手続その他 対象法人の制度や運営 の救

### 第 7 対象法人は、 情報提:

1

組織、

業務及び財

務  $\mathcal{O}$ 

基礎的

事

並 することとする。 1 の ほ びに評価及び監査 か、 対象法人は、 に関する情報を国民 随時、 状況に応じ 提 適 供項

2 3 切な情報を提供するよう努めることとする。 1及び2の情報の提供に当たっては、 国民に分

法 人が異議申立てに対する決定を行うに際

2

に努めることとする。 速やかに提供されるよう、情報の提供方策の充実かりやすく、利用しやすい方法で、適時に、かつ、

1 対象法人が国民に対して説明責務を果たすため 1 対象法人が国民に対して説明責務を果たすため される。

信頼を確保する上で重要である。する情報を提供することは、国民の一層の理解やきい。このような第三者による評価及び監査に関三者の客観的な判断を加味することの意義は大三者の客観的な判断を加味することの意義は大

(1) 対象法人が国民からの請求を待たずに一般に報とがある。 報とがある。 な共通に提供すべき基礎的な情報とともに、各対2 提供情報としては、以下のとおり、各対象法人

ば、速やかにその変更内容について情報を提供すこれらの情報の内容について重要な変更があれ的情報並びに④評価及び監査に関する情報がある。②業務に関する基礎的情報、③財務に関する基礎提供すべき情報には、①組織に関する基礎的情報、

) 組織に関する基礎的情報

「影響力基準」の考え方の導入を図ることとすが象法人の目的、組織構成、業務の意義と内容は、「因の施策と対象法人の業務との関係、役員関係の一覧、対象法人との業務上の関係、役員関係の一覧、対象法人との業務との関係等)、役員の状況(経歴を含む。)、職員等の状況、子会員の状況(経歴を含む。)、職員等の状況、子会社等ので、対象法人の目的、組織構成、業務の意義と内容が、国民で影響力基準」の考え方の導入を図ることから、般には、分かりにくいとされていることから、般には、分かりにくいとされていることから、般には、分かりにくいとされていることから、

業務に関する基礎的情報

2

契約、公共的な料金の算出その他業務に関する事業計画書、事業報告書のほか、入札条件等のて、国民の的確な理解と批判に資する観点から、業務の効率性・適正性や事業の有効性につい

は、 することとするとともに、 一礎的 況を明らかにすることとする。 5 事業の性格に応じ、事業の目標やその ては、できる限り中長期の計画 報を提 供 いする。 事業報告書に の でかれている。 達成

## 財務に関する基礎的情

財務諸表、 な情報を提供する。最近の企業会計制度 観点から、 |要な取引の実態その他財務に関する基 の情報の提供にも努める。 国際的な動向をできる限り反映させ 象法 人の財務状況を国民に明ら 個別財務諸表のほ セグメント情報 企業会計制度の国規務に関する基礎的はか、子会社等との キャッシュフロ カコ に する 連結

3

対

象

法

は、国民に利用しやすく、

## 評価及び監査に関する情報

意見書、 ・客観的な評価や分析に関する情報が 価及び監査に関する情報には、 会計監査報告書等があ 行政監察結果概要、 財務等に .ついての第三者に1等がある。情報提 会計検査院 事の による専院の検査 監査 重要

であることから、

これらの評.

価

及び監査に

関す

[民にも提供する。

業務及び財務に関する基

(1)

情報についても、

各法人は、

情報

提 礎

促供の趣味的情報

その他事業の新たな展開に関する情報、 するよう努めることとする。例えば、により、状況に応じて、積極的かつ能 心の強い事案に関する情報については、 国 民が把握できるようにしておく必要が 考えられる情報などを、  $\mathcal{O}$ 対する国民 生 0 理解を深 随 時、 かつ能動的 関連 め いるため 施設 す 適時的 社会的関 人 の竣工 に提供人の判断 あ

その全体 案内情報の整備を図るなど、情報提供 により提供す 速やかに提供 め ホームページを活用するとともに、 通信技術 ることとする。 が体系的で分かりやすく、タイムリー 人に関する情報 の発展に る情報について、 する必要がある。このため、上記 対応し て、インター 提供窓口を整備し、 方策 ガ策の充実 -ネット 2

4 必要である。 て常 情報! 第三者による監査・評価機能の一 にその見直しを行い、改提供の内容及び方法は、 提供され また る情報の質や 情報提供制度に関連する問 改善し ・客観性を高 時代 の変化 7 層の くことが が活用及 める に対

表 び とす 法 人 Ź 0 ため 公 的  $\mathcal{O}$ 性 会計 格 B 基 特 準 殊  $\mathcal{O}$ 性 t 層 反  $\mathcal{O}$ 映 整 可 備 能 を な 义 財 [る必 務 諸

第 が あると考える。

様 公 開 する。 機 Ō 関 の仕組みを特殊法人等情報公開法 他 他 情報 象文 の法令に 法 0 施行状況の公表等に 対 書の 公 第 象 他 公開法第 文 0 37 による開 管理、 書の管 法律との必要な制度上の調整を行うこ 条、 15 第 開示 理 示の実施との 条に準じて規定するとともに、 38 条及び 請 ついては 求  $\mathcal{O}$ 第 利 調整に 39 便 条と基 に E 設け 行政 資 つい チ ることと 本 機 á · て行 的 闄 情報 に 報 同 政  $\mathcal{O}$ 

象文 書  $\mathcal{O}$ 示 請 求  $\mathcal{O}$ 利 便 K 資 す る 報

制定を提言し

てい

る。

ととする。

る 公 開 0 供 もの 状 組 法 点みであ 施  $\mathcal{O}$ 即 とするが 適 行 Ċ 状 正 ŋ, て法 か 況 つ円滑  $\mathcal{O}$ 基本的 公 制 技 政府 表 術 等 な運用を図 に行 的 に  $\mathcal{O}$ 記観点かり おいて、 事 政機 項 は 関情 囚るため . 6 0 対 特 報公 象法 検討 殊 Ó 法 を行 開 基 人 人  $\mathcal{O}$ 法 礎 等 が、性格 と同 とな 情報

置

することとする。

示され 関情 調 定 昭 8 0 法 和 報 る文書の開示 が  $\mathcal{O}$ 切な措置を講ずることとする。 必要性について検討を行った上、 あ 45 公開法に る 年法 1 妆 て、 合 律第 進  $\bar{o}$ 法 Ü は当 他取 人 48 号) ど当該  $\mathcal{O}$ 扱 が 法い 保 令に 定するととも 他 12 有 等 他  $\mathcal{O}$ する文 0 により同 法 11 の法 令に て 書 律との 特 よる旨  $\mathcal{O}$ に、 の方 殊 政府 法 示 著作 制 法  $\mathcal{O}$ 人 0 行 度 等 実 で 上権政開

法

11  $\mathcal{O}$ 

適

第 9 残 ż ħ t-課 題

とを制む れる法人 対する政 本 意見 度 ハを対 では  $\mathcal{O}$ 目的とし、 府 象法 0 説 行政機 朔 人とする特殊法 う責務が. 政府の 関 情 全うされ 報 公 部を構成すると見ら 開 人等情 法 るように لح 百 報 様 公開 す るこ 法 玉  $\mathcal{O}$ 

実施され ならず、 対象法人以外の特殊法人等や国から財政的な支援を て、指定法 の情報 他方、 公開 てきてい 多くの法人、 政府 人等も視野 の諸 制 度に関連するその 活 動 本委員: は 寸 体 入れて検討を行っ 等 行 具会にお を政 通じ、 機 他 関  $\mathcal{O}$ ては、 制 対 多様な方法 度 象 の 法 たほ 特殊 人 環と  $\mathcal{O}$ 法 で 4

これらについて、残された課題等は以下のとおり受けている法人等についても議論がなされた。

(1) 指定法人

ある。

「指定法人等」という。
「指定法人等」という。

「指定法人」は、法令上の定義はないが、法令に

「指定法人」は、法令上の定義はないが、法令に

おいて行っていると考えられ、 該指定法人等は、当該行政事務を自らの名と責任に 務について自ら国民に対する説明責務を負うもの 任を受けて実施しているものがある。この 7 を受けて実施しているものがある。この場指定法人等の中には、行政事務を行政機関 しかしながら、 整理することは可能である。 指定法人等は、法令上 理論上、 当該行政  $\overline{\mathcal{O}}$ 定 場合、当場から委 義 が な 事

> 理論 下のような検討を要する課題があり、今後、  $\dot{O}$ 面 定 反 制 法 人等 び実態面 度・運営の実態等を踏まえつつ、 Ò を通じた調 報 公公 開 0 制 度化に 査検討を進める必 当たって 政府 指定 一要が は、 法

個別の実例を踏まえた理論的な調査研究を行うこが行う業務が行政事務かどうかの判別等について、対象となる法人等を確定するため、指定法人等

不十分かといった実務上の検討を行うこと。きか、あるいは、指定をした行政機関のどちらに行わお定法人等と指定をした行政機関のどちらに行わお定法人等と指定をした行政機関が負うべきか、あるいは、指定をした行政機関が負うべきをか、あるいは、指定をした行政機関が負うべきをか、あるいは、指定をした行政機関が負うべきをか、あるいは、指定をした行政機関が負うべきをか、あるいは、指定をした行政機関が負うべきがに対する説明責務は、指定法人等が負うべる。

は、どのような救済制度が適当かといった検討の組織である指定法人等が開示主体となる場合動に係る情報とをいかに区分するか、また、民ち、民間活動に係る情報と指定法人等としての制度化に当たり、指定法人等が保有する情報の

全容も明らかではない。

カン

否か

不明確

なものが

あるなど様

々であ

を行うこと

その行う業務

が

みならず、統

的な基準がないままに

その

時

K

から設けられてきたため、

検

討

を行うこと。

0 を 定 根 法 拠 とし 以 外  $\mathcal{O}$ 能 寸 等 0  $\mathcal{O}$ 

法 人に お け る情 報 公開 制 度は い政 か事 に務 あを る行 ベ きない人

活助 成 ま  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ t 他 行 のであ 政 機 関 ŋ, 措置 が 、その や指 定 法 導監 必要に応じ 人 等 督等 対 は l 行 行 政政 0 府 機 7 報気が 関の V 諸 る

> が L

があり 関 報 展による必要、 報公開につい 報 公開 ム開法の適 いては、 るな施見の保 当面 行 有 は 行により確保とこれに 少なくとも、 保される 対する行 行

現在、「

第三

セ

ク

B

ĺ

活

用

L たプ

口

エ

ク

1

政

機 機  $\mathcal{O}$ 

法

 $\mathcal{O}$ 

対 7

文

書

となる。 へ書は、

したが

って、

指 機

人等

定関

法情

象い

L

. る文:

れも

なく行

政

要が 対象外とされ る た 特 法

た、 組 殊法 特殊会社(関係人等のうち、 体 関西国際空港 の連合会等は 本意見では 株対 式 象 玉 会社 外 とすること を除く)、 対す

る説  $\mathcal{O}$ て、 明 設 それ 立 法 務 務 提 んぞれ、 各種団は は 供 が 定め あ が るも いとしても、・ 請 株主、 6 3 れ  $\mathcal{O}$ いと考えられて、組合員、 れる。これる。これ の性 当該 この れ いる。 会員な よう 質 法 人 対応 また、 の民 どどに 性 格般 て、 尼尼 か 対 なら、 対に対応 該 適 7 法

 $\mathcal{O}$ 

よう

Ć

V

る

人

切

な情

報

公開

が

ぞれ

るだけ

は

政

府

 $\mathcal{O}$ 

部

成

する

人は

る べ

監 督等を行 L 2 助 5 ているの法 そ . る場  $\mathcal{O}$ 人 他 を 合  $\mathcal{O}$ 所 が管する. は 財 政 的 その な 節 支 援 拼 措 で い国 置 又

は

つて説明 って、 9,5 行政 責務 関 連 機 し を 行政情 有す 機 報 ることは 公開 関 が 保有する文書の公開 法 言う  $\mathcal{O}$ 適 ź 切 な で 施 t 行 な ょ が り、 た対指該

(3) 国から財政・保されることとなる 政· 制 上  $\mathcal{O}$ 支援等を受 け 7 い る 法

ž,

や企業 ては、 支援等を受け 共 分野 玉 0 融資、 支援等によ で への業務で な納 財政者 々な 債務! 以・税制上でとしての[ で務保 法 委託 り進 人 る。 証 が の国 本 税 玉 盛 6 の支援等を受けて国民の立場に立る を 委  $\mathcal{O}$ カン んれ 員 減 5 立会 免等 の行  $\mathcal{O}$ 補 わ政 論 助れ機  $\mathcal{O}$ 議 財 そ 0  $\mathcal{O}$ 政の な カン なら程 他 • 税  $\mathcal{O}$ 法ば 制財 お 範 上 政 いの支

政 指 ŧ 玉 が 民 な制 あ も上 対する説 0 のがあって安援 L いり、国から等を受け カン 明 がしながら、こので明責務を有するので な が b て 財 1 . る法 この 政 では ょ 税 人 等 う 制 上は な 玉  $\mathcal{O}$ 11 か 6 لح の等

6 象法 れ 人とは いこと か 3,6, 法 人 報 公 開 法 お け

は 政 もっとも、 有効性等にの政府の諸活動で このような政府 であり、 しなかったところである 政府自らが国民にでその支援措置等の内 の支援 措置等そ 容、  $\mathcal{O}$ ŧ 実の

り分かりやすく説明する責務を有することは言うま

こついて、

国民にできる限

共 4

体  $\mathcal{O}$ 

事 務に

関

し制定することができ、

上、情

それ

機関情報公開法に基づく開示請求に的確に対 でもない。 行に必要な情 したがって、 報を適品 政府 一切に は、 国民に 整理することに 対する説 より、 明 責務 心応すべ 、行政 く務の履

上させる必要が 措置等を行う場合にお である。 11 て、 そ の過程の透明性を向公的資金による支援

(4)

その

他

きである。

あわせて、

政府

は

又は出えんする第三な公社、地方道路公社) 公社、地方道路公社)に際に、地方三公社(本委員会が関係団体 体や国 のほ 土地 か、開発 民 発公社、 般 地 報方 から意見 公共団 地方 住 度体 を のが宅 聴 出資に

<u></u>

一セクター

 $\mathcal{O}$ 

情

公

開

制

ついても、 この件は、 地方公共団 少なからぬ要望が出された。 体にお ける制度 0 整 備  $\mathcal{O}$ 間

であ ある。 治法及び ŋ, しか 本委員会に託された検討 地方三 一公社 一の設立 地 方三公社 法 0 解釈 に 領 釈がが 間 は、地にえる課 わ れ

> たことも ŋ, 係 省 カン 5 Ľ ァ リ ン グを行 0

条例は、法令に違反しない分別制度を設けることに によると、 条例 より 地 方三 V っい 限りに ては 公社を対象 お V 地方自治 各公社の名公社の 12 し

設立法も、これを禁じていないとしている。 方公共団体においては、 本意見を参考に . خ れ る

地

要請に応えるべいとともに、上記 上記 のような状況 を勘案し、 住民 から 層 のの

< 情報 公開 に関する施策  $\mathcal{O}$ 

努力されることを期待するものである。

### 特殊法人

78

### 検討対象とした特殊法人等一覧

(注1) 見出し【○○○関係】とあるのは、「第2 対象法人」の記述との対応関係を示す。

(注2) は、本法制の対象外とされる法人を示す。

(平成12年7月1日現在)

### 【第2(対象法人)の1関係-理事長等任命又は政府出資がある】56法人

- 《公団》水資源開発公団、地域振興整備公団、緑資源公団、石油公団、日本鉄道建設公団、新東京国際空港公団、日本道路公団、都市基盤整備公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団
- 〈事業団〉宇宙開発事業団、科学技術振興事業団、環境事業団、国際協力事業団、日本私立学校振興・ 共済事業団、社会福祉・医療事業団、年金福祉事業団、農畜産業振興事業団、金属鉱業事業団、 中小企業総合事業団、運輸施設整備事業団、簡易保険福祉事業団、労働福祉事業団
- 《**公庫**》沖縄振興開発金融公庫、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、住宅金融公庫、公営企業金融公庫
- 〈特殊銀行、金庫〉 日本政策投資銀行、国際協力銀行、商工組合中央金庫
- 《その他》帝都高速度交通営団、北方領土問題対策協会、国民生活センター、日本原子力研究所、理化学研究所、核燃料サイクル開発機構、公害健康被害補償予防協会、奄美群島振興開発基金、国際交流基金、日本育英会、国立教育会館、日本芸術文化振興会、日本学術振興会、放送大学学園、日本体育・学校健康センター、社会保険診療報酬支払基金、心身障害者福祉協会、農業者年金基金、日本貿易振興会、新エネルギー・産業技術総合開発機構、国際観光振興会、雇用・能力開発機構、日本労働研究機構

### 【第2(対象法人)の1関係-理事長等任命がなく、かつ政府出資がない】1法人 日本勤労者住宅協会

【第2(対象法人)の2の(1)関係-公営競技関係法人】5法人

日本中央競馬会、地方競馬全国協会、日本自転車振興会、日本小型自動車振興会、(財)日本船舶振興会

### 【第2(対象法人)の2の(2)関係-特殊会社】13法人

- ・日本たばこ産業株式会社、電原開発株式会社、北海道旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社
- 関西国際空港株式会社

【第2(対象法人)の2の(3)関係-共済組合等】2法人 農林漁業団体職員共済組合、勤労者退職金共済機構

【第2(対象法人)の2の(4)関係】1法人

日本放送協会

### 【第2(対象法人)の本文及び1関係-理事長等任命又は政府出資がある】60法人

国立公文書館、駐留軍等労働者労務管理機構、通信総合研究所、消防研究所、統計センター、酒 類総合研究所、国立特殊教育総合研究所、国立オリンピック記念青少年総合センター、大学入試 センター、国立女性教育会館、国立青年の家、国立少年自然の家、国立国語研究所、国立科学博 物館、物質・材料研究機構、防災科学技術研究所、航空宇宙技術研究所、放射線医学総合研究所、 国立美術館、国立博物館、文化財研究所、国立健康・栄養研究所、産業安全研究所、産業医学総 合研究所、農林水産消費技術センター、種苗管理センター、家畜改良センター、肥飼料検査所、 農薬検査所、農業者大学校、林木育種センター、水産大学校、さけ・ます資源管理センター、農 業技術研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所、農業工学研究所、食品総合研究所、 国際農林水産業研究センター、水産総合研究センター、森林総合研究所、経済産業研究所、工業 所有権総合情報館、日本貿易保険、産業技術総合研究所、製品評価技術基盤機構、土木研究所、 建築研究所、交通安全環境研究所、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所、電子航法研究所、 北海道開発土木研究所、海技大学校、航海訓練所、海員学校、航空大学校、自動車検査独立行政 法人、国立環境研究所、教員研修センター

(注) 独立行政法人については、平成 12 年7月1日現在で、各法人の個別法が制定されているものを掲げ た

### 【第2(対象法人)の1関係-理事長等任命又は政府出資がある】24法人

平和祈念事業特別基金、自動車安全運転センター、総合研究開発機構、海洋科学技術センター、 預金保険機構、日本万国博覧会記念協会、通関情報処理センター、産業基盤整備基金、医薬品副 作用被害救済・研究振興調査機構、農林漁業信用基金、海洋水産資源開発センター、野菜供給安 定基金、農水産業協同組合貯金保険機構、生物系特定産業技術研究推進機構、情報処理振興事業 協会、基盤技術研究促進センター、自動車事故対策センター、空港周辺整備機構、海上災害防止 センター、造船業基盤整備事業協会、通信・放送機構、日本障害者雇用促進協会、日本下水道事 業団、地方公務員災害補償基金

### 【第2(対象法人)の1関係-理事長等任命がなく、かつ政府出資がない】12法人

日本税理士会連合会、日本公認会計士協会、日本赤十字社、厚生年金基金連合会、石炭鉱業年金 基金、漁船保険中央会、全国農業会議所、全国農業協同組合中央会、全国中小企業団体中央会、 日本商工会議所、全国商工会連合会、全国社会保険労務士会連合会

### 【第2(対象法人)の2の(3)関係-共済組合等】47法人

各省各庁等の共済組合【25】(総理府、防衛庁、防衛施設庁、法務省、刑務、外務省、大蔵省、 印刷局、造幣局、文部省、厚生省、厚生省第2、社会保険職員、農林水産省、林野庁、通商産業 省、運輸省、郵政省、労働省、建設省、衆議院、参議院、裁判所、会計検査院、国家公務員共済 組合連合会職員)、国家公務員共済組合連合会、日本たばこ産業共済組合、日本鉄道共済組合、 警察共済組合、公立学校共済組合、地方職員共済組合、東京都職員共済組合、指定都市共済組合 【10】(札幌市、横浜市、川崎市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市、福 岡市)、全国市町村職員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会、議会議員共済会【3】(都 道府県議会議員共済会、市議会議員共済会、町村議会議員共済会)

### 【第2(対象法人)の2の(5)関係】 1法人

日本銀行

認 可 法 人

84

### (民間法人化された特殊法人及び認可法人)

特殊法人8

【第2(対象法人)の1関係-理事長等任命がなく、かつ政府出資がない】8法人

農林中央金庫、東京中小企業投資育成株式会社、名古屋中小企業投資育成株式会社、高圧ガス保安協会、大阪中小企業投資育成株式会社、日本電気計器検定所、消防団員等公務災害補償等共済基金、日本消防検定協会

認可法人

12

【第2(対象法人)の1関係-理事長等任命がなく、かつ政府出資がない】12法人

製品安全協会、軽自動車検査協会、小型船舶検査機構、中央労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、郵便貯金振興会、建設業労働災害防止協会、鉱業労働災害防止協会、中央職業能力開発協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、危険物保安技術協会

(注)「民間法人化された特殊法人及び認可法人」とは、臨時行政調査会第5次答申(昭和58年3月14日)における特殊法人等の自立化の原則に基づき措置されたもの。当該法人の事業の制度的独占を排除するとともに、政府出資の制度上・実態上の廃止、役員の自主的選任等の政府の関与を最小限のものとする等の制度改正が行われたものである。